

○銚田市マイクロツーリズム促進事業補助金交付要綱

令和4年4月18日

告示第110号

(趣旨)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けた市内観光関連事業者への支援及び銚田市内（以下「市内」という）の観光需要の喚起を目的とし、予算の範囲内において補助金を交付する銚田市マイクロツーリズム促進事業補助金について、銚田市補助金等交付規則（平成17年銚田市規則第37号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 旅行者とは、旅行業法（昭和27年法律239号）第3条の規定に基づく登録を受けた者をいう。
- (2) 貸切バスとは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号ロに規定する自動車をいう。
- (3) バス旅行とは、標準旅行業約款（平成16年国土交通省要綱第1593号）に規定する募集型企画旅行、受注型企画旅行または手配旅行で、かつ、貸切バスを使用したものをいう。
- (4) 新型コロナワクチン接種証明書等とは、新型コロナワクチン接種証明書（ただし、正当な理由なくコロナワクチン（以下「ワクチン」という。）の追加接種を行っていない場合は除く。）又は出発日より遡って4日以内に発行されたPCR検査若しくは抗原定量検査の陰性証明書若しくは出発日より遡って2日以内に発行された抗原定性検査の新型コロナウイルス陰性証明書をいう。

(補助の対象者)

第3条 補助金交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、次の各号全てに該当するものとする。

- (1) 市長が別に定める補助対象区域に該当する都道府県内に事業所又は営業所を有する旅行者であること。
- (2) 銚田市暴力団排除条例（平成23年12月9日条例第13号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等ではないこと。

(補助の対象旅行)

第4条 補助金交付の対象となる旅行（以下「補助対象旅行」という。）は、次の各号に掲げる要件全てに該当する旅行とする。

- (1) 催行人員が10人以上（バス運転手、添乗員及びその他随行業務員は除く。）であって、かつ、貸切バスを利用した団体バス旅行であること。
- (2) 貸切バスの発着地が、市長が別に定める補助対象区域に該当する都道府県内であること。
- (3) 市内旅行業者が手配した市内を発着地とし、かつ、市長が別に定める補助対象区域を目的地とした旅行であること、又は鉾田市外（以下「市外」という。）を発着地とし、かつ、市内所在施設への立寄りが2箇所以上の旅行であること、若しくは市外を発着地とし、かつ、市内所在施設への立寄りが1箇所であり、旅行参加者への食事提供を目的として市内所在飲食店の仕出し弁当等を手配した旅行であること。ただし、休憩目的のみの利用の場合は、立ち寄り箇所数に加算しない。
- (4) 令和5年2月28日までに催行し、終了する旅行であること。
- (5) 旅行参加者、バス運転手、添乗員及びその他随行業務員全員が、新型コロナワクチン接種証明書等を所有していること。ただし、旅行参加者のうち、中学生以下である者又は体質等やむを得ない理由により、新型コロナワクチン接種証明書等取得に必要なワクチン接種若しくは検査受検をできない者に関しては、この限りではない。
- (6) 各種業界で定める新型コロナウイルス感染症拡大予防に係るガイドライン等を遵守していること。
- (7) 旅行参加者、バス運転手、添乗員及びその他随行業務員全員が、新しい旅のエチケットを実践すること。
- (8) 国、地方自治体、公立学校等が実施する会議、研修又は行事でないこと。
- (9) 特定の政治又は宗教活動を目的とした団体旅行ではないこと。
- (10) 鉾田市暴力団排除条例（平成23年12月9日条例第13号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員、同条第3号に規定する暴力団員等が参加する旅行でないこと。
- (11) 他の自治体又は団体等から本補助金と類似する補助金等の交付を受けていないこと。ただし、国及び県が行う観光需要喚起策に係る助成制度等との併用を妨げない。

（補助金の額等）

第5条 市内を発着地とする補助対象旅行に対する補助金の額は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 市内所在施設への立寄りを伴わない旅行の場合は旅行参加者1人につき2,500円とし、かつ、5万円を限度とする。
- (2) 市内所在施設への立寄りが1箇所以上の場合又は旅行参加者への食事提供を目的として市内所在飲食店の仕出し弁当等を手配する場合は、旅行参加者1人につき5,000円とし、か

つ、100,000円を限度とする

2 市外を発着地とし、次の各号いずれかに該当する補助対象旅行に対する補助金の額は、旅行参加者1人につき5,000円とし、かつ、100,000円を限度とする。

(1) 市内所在施設への立寄りが2箇所以上の場合。

(2) 市内所在施設への立寄りが1箇所であり、かつ、旅行参加者への食事提供を目的として市内所在飲食店の仕出し弁当等を手配する場合。

3 補助対象旅行が市内で1泊以上の宿泊を伴う場合は、補助対象旅行1件につき60,000円を限度とし、旅行参加者1人につき3,000円を、前2項で定める補助金額に上乗せできる。

4 同一年度内における一補助対象事業者への補助金の交付限度件数は、予算の範囲に応じて市長が別に定める。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という）は、銚田市マイクロツーリズム促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、当該申請に係る補助対象旅行の出発日から起算して14日前までに市長に申請しなければならない。

(1) 旅行実施計画書（様式第1号の2）

(2) 誓約書（様式第1号の3）

(2) 申請者の旅行業登録票の写し

(3) 補助対象旅行の行程表

(4) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の申請は、補助対象旅行ごとに行うものとする。

(補助金の交付決定等)

第7条 市長は、前条に定める申請があったときはその内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、銚田市マイクロツーリズム促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項に定める審査の結果、補助金を交付しない決定をしたときは、銚田市マイクロツーリズム促進事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は、補助金の交付決定に際し条件を付することができる。

(補助事業者の責務)

第8条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号について遵守しなければならない。

(1) 補助金交付の決定を受けた補助対象旅行（以下「補助旅行」という。）の募集案内及び

補助旅行参加者への送付書類等に、本補助金を活用している旨を記載すること。

(2) 市が、補助事業者又は補助旅行参加者に対するアンケート等を行う場合、これに協力すること。

(補助金の変更申請)

第9条 補助事業者は、補助旅行の内容を変更しようとするときは、銚田市マイクロツーリズム促進事業補助金変更申請書(様式第4号)に必要書類を添えて市長に提出し、その了承を得なければならない。

2 市長は、前項の規定に基づく変更申請があったときは内容を審査し、変更を承認するときは、銚田市マイクロツーリズム促進事業補助金変更承認通知書(様式第5号)により補助事業者に通知するものとする。

3 市長は、前項に規定する審査の結果、変更を承認しないときは、銚田市マイクロツーリズム促進事業補助金変更不承認通知書(様式第6号)により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助対象旅行が完了した日から30日を経過した日又は令和5年3月3日のいずれか早い日までに、銚田市マイクロツーリズム促進事業補助金実績報告書(様式第7号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助旅行の実績行程表

(2) 補助旅行の実績写真(使用バス車両及び発着地並びに立ち寄り施設がわかるもの)

(3) 本補助金を活用している旨を記載した、募集案内及び補助旅行参加者への送付書類の原本又は写し

(4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の確定)

第11条 市長は、前条の実績報告があった場合はその内容を審査し、内容が適当と認められたときは補助金の額を確定し、銚田市マイクロツーリズム促進事業補助金額確定通知書(様式第8号)により補助事業者に通知するものとする。

2 補助事業者は、前項に規定する通知があったときは、速やかに銚田市マイクロツーリズム促進事業補助金交付請求書(様式第9号)を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による請求があった場合は、指定された金融機関口座に補助金を交付するものとする。

(補助金交付の取り消し)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請、届出、その他不正な行為があったとき。

(2) 補助事業者がこの要綱の定めに違反したとき。

(3) 補助事業者より、補助金の交付を辞退する旨の申し出があったとき。

(4) その他、市長が特に適当でないとしたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金交付の取り消しを決定したときは、銚田市マイクロツーリズム促進事業補助金交付取消通知書（様式第10号）により、補助事業者へ通知するものとする。

（申請書類の保管等）

第13条 補助事業者は、本補助金の交付を受けた年度の3月31日から起算して5年を経過するまでの期間、本補助金申請に係る書類を保管しなければならない。

第14条 補助事業者は、補助対象旅行を催行するときは、補助旅行参加者の新型コロナワクチン接種証明書等の原本又は写しを確認し、その記録を作成しなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定により作成した記録について、第13条に定める期間、これを保管しなければならない。

3 補助事業者は、第1項の規定により作成した記録について、市長より補助旅行の適切な履行を確認することを目的とした閲覧の要求があったときは、これに応じなければならない。

（効力の停止）

第15条 市長は、次の各号いずれかに該当した場合、第6条第1項に規定する交付申請の受領を拒否し、第7条第1項に規定する交付決定の手続を停止することができる。

(1) 県、国が発出する新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等の区域指定を受けた場合、その期間内

(2) 市又は補助旅行の発着地若しくは立ち寄り地が所在する市区町村が、国のまん延防止等重点措置等の適用を受けた場合、その期間内

(3) 市又は補助旅行の発着地若しくは立ち寄り地が所在する市区町村が、県が発令する県独自の緊急事態宣言又は非常事態宣言等の適用を受けた場合、その期間内。

(4) その他、市長が必要と判断した場合

2 補助事業者は、前項各号で定める期間において補助旅行を実施予定の場合は、当該補助旅行の延期又は中止についての検討をするものとする。

（補則）

第16条 市長は、新型コロナウイルス感染症に起因する社会情勢の変化に柔軟に対応するため、この要綱に定める事項について、改正等の必要な手続きを適時行うように努めなければならない。

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定め

る。

附則

(施行期日)

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号(第6条関係)

年 月 日

銚田市長 様

申請者 所在地
事業者名
(名称及び代表者)
連絡先

銚田市マイクロツーリズム促進事業補助金交付申請書

銚田市マイクロツーリズム促進事業補助金の交付を受けたいので、銚田市マイクロツーリズム促進事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき申請します。

記

1. 補助金交付申請額 金 円

2. 添付書類

- (1) 旅行実施計画書(様式第1号の2)
- (2) 申請者の旅行業登録票の写し
- (3) 補助対象旅行の行程表
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第1号の2（第6条関係）

旅行実施計画書

旅行商品名			
催行予定日	年 月 日 から 年 月 日		
予定催行人数	人		
発着地 (市区町村)			出発 到着
市内立ち寄り施設名 または 市内発着旅行の場合 市外の目的地名			
市内飲食店での仕出し 弁当等の注文	有 ・ 無	店舗名	
市内立ち寄り施設 または 市外の目的地での 行動予定			
市内宿泊の有無	有 ・ 無	宿泊地	
補助金適用前の 商品販売価格	円/人		
補助金適用後の 商品販売価格	円/人		
商品販売期間	年 月 日 から 年 月 日		
備 考			

誓約書

年 月 日

銚田市長 様

申請者

住 所

氏 名

(名称及び代表者)

電話番号

私は、この度の銚田市マイクロツーリズム促進事業補助金交付申請について、下記内容に相違がないことを誓約します。

なお、事実と相違することが判明した場合には、本申請に関して、市が行う一切の措置について、異議申立てを行いません。

記

- 1 銚田市マイクロツーリズム促進事業補助金交付要綱の内容について確認し、理解しました。
- 2 補助対象旅行の実施には、要綱に定めるもののほか、必要な措置を講じ、新型コロナウイルス感染拡大防止に努めます。
- 3 銚田市暴力団排除条例(平成 23 年銚田市条例第 13 号。以下「暴排条例」という。)第 2 条第 1 号から第 3 号までに規定する暴力団及び暴力団員、暴力団員等ではありません。また、補助対象旅行の参加者に暴力団及び暴力団員、暴力団員等はありません。
- 4 銚田市から報告・照会等の求めがあった場合は、これに応じます。

様式第2号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

銚田市長

銚田市マイクロツーリズム促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった銚田市マイクロツーリズム促進事業補助金については、下記のとおり補助金交付を決定したので、銚田市マイクロツーリズム促進事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき通知します。

記

1. 交付決定額 金 円
2. その他

様式第3号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

銚田市長

銚田市マイクロツーリズム促進事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった銚田市マイクロツーリズム促進事業補助金については、不交付とすることに決定したので、銚田市マイクロツーリズム促進事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき通知します。

記

1. 不交付決定理由
2. その他

年 月 日

銚田市長 様

申請者 所在地
氏 名
(名称及び代表者)
連絡先

銚田市マイクロツーリズム促進事業補助金変更申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた銚田市マイクロツーリズム促進事業補助金について、内容を変更したいので、銚田市マイクロツーリズム促進事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき申請します。

記

1. 交付決定済額 金 円

2. 変更後の交付申請額 金 円

3. 変更の概要

4. 添付書類

(1)旅行実施計画書(様式第1号の2) ※計画変更後のもの

(2)その他市長が必要と認める書類

様式第5号（第9条関係）

第 号
年 月 日

様

銚田市長

銚田市マイクロツーリズム促進事業補助金変更承認通知書

年 月 日付けで変更申請のあった銚田市マイクロツーリズム促進事業補助金については、変更を承認したので、銚田市マイクロツーリズム促進事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき通知します。

記

1. 変更交付決定額 金 円
2. その他

様式第6号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

銚田市長

銚田市マイクロツーリズム促進事業補助金変更不承認通知書

年 月 日付けで変更申請のあった銚田市マイクロツーリズム促進事業補助金については、変更を不承認としたので、銚田市マイクロツーリズム促進事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき通知します。

記

1. 不承認理由
2. その他

年 月 日

銚田市長 様

申請者 所在地
氏 名
(名称及び代表者)
連絡先

銚田市マイクロツーリズム促進事業補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定を受けた銚田市マイクロツーリズム促進事業補助金の事業が完了したので、銚田市マイクロツーリズム促進事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1 交付決定額 金 円

2 催行実績

催行実施日	年 月 日 から 年 月 日		
確定催行人数	人		
確定商品販売価格	円/人		
市内立ち寄り施設名 または 市内発着旅行の場合市外の目的地名			
市内飲食店での仕出し弁当等の注文	有 ・ 無	店舗名	
市内立ち寄り施設 または 市外の目的地での行動実績			
市内宿泊の有無	有 ・ 無	宿泊地	

3. 添付書類

- (1) 補助旅行の実績行程表
- (2) 補助旅行の実績写真 (使用バス車両及び発着地並びに立ち寄り施設がわかるもの)
- (3) 補助金を活用している旨を記載した募集案内及び旅行参加者への送付書類 (原本又は写し)
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第 8 号 (第 11 条関係)

第 号
年 月 日

様

銚田市長

銚田市マイクロツーリズム促進事業補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった銚田市マイクロツーリズム促進事業補助金については、下記のとおり補助金の額を確定したので、銚田市マイクロツーリズム促進事業補助金交付要綱第 11 条の規定に基づき通知します。

記

1. 補助金確定額 金 円
2. その他

年 月 日

銚田市長 様

申請者 所在地
氏 名
(名称及び代表者)
連絡先

銚田市マイクロツーリズム促進事業補助金交付請求書

銚田市マイクロツーリズム促進事業補助金について、銚田市マイクロツーリズム促進事業補助金交付要綱第11条の規定に基づき、次のとおり請求します。

記

1. 補助金請求金額 金 円

2. 振込先

金融機関名		金融機関コード	
支店名		支店コード	
口座番号			普通・当座
口座名義	(フリガナ)		

様式第 10 号（第 12 条関係）

第 号
年 月 日

様

銚田市長

銚田市マイクロツーリズム促進事業補助金交付取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定をした銚田市マイクロツーリズム促進事業補助金については、下記の理由により補助金交付を取り消しますので、銚田市マイクロツーリズム促進事業補助金交付要綱第 12 条の規定に基づき通知します。

記

1. 取消理由
2. その他